

令和5年 第1回
組合議会定例会会議録

開会 令和5年2月16日
閉会 令和5年2月16日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和5年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

○ 招集年月日 令和5年2月16日

○ 招集の場所 常総地方広域市町村圏事務組合事務棟・二階会議室

○ 開会（開議） 午後2時00分

○ 出席議員（12名）

1番	倉持 守君	2番	小林 剛君
3番	中村 博美君	4番	関戸 勇君
5番	入江 洋一君	6番	赤羽 直一君
7番	寺田 文彦君	8番	長谷川 信市君
9番	伯耆田 富夫君	10番	高木 寛房君
11番	今川 英明君	12番	豊島 葵君

○ 欠席議員（0名）

○ 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸 修久君
副管理者	藤井 信吾君
副管理者	神達 岳志君
副管理者	小田川 浩君
事務局長	山中 毅君
消防長	岡野 智行君
消防次長	仲林 幸一郎君
事務局次長	瀬崎 香代君
管理課長	酒井 義男君
参事兼常総環境センター所長	稲川 光一君
施設課長	樋口 博君
管理課長補佐	枝川 温君
常総環境センター所長補佐	樗木 孝之君
施設課長補佐	瀬尾 匡央君

○ 職務のため出席した者

片野 芳弘、小田川 隆大

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 管理者報告
日程第4 議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について
日程第5 議案第2号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号)について
日程第6 議案第3号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

開 会 午後2時00分

- 議長（中村博美君）本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。
開会に先立ちまして、取手市長 藤井信吾君が今期で退任されることとなりましたので、ご挨拶をいただきます。
- 副管理者（取手市長 藤井信吾君）
皆さん、こんにちは。大変貴重な時間を頂戴しまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。4期16年に渡りまして、常総地方広域市町村圏事務組合の副管理者として、消防は入っておりませんので、基本的にはごみ処理を中心にした事業を、皆さんに支えていただきながら取り組んでいくことができました。この間に、常総環境センターの建替えという非常に大事な仕事もさせていただくことができました。これもひとえに、管理者、副管理者の皆様、また議長、議員の皆様方のお支えあつてのことでございます。今後とも何かの形で、取手市のお役に立ちたいと思っております。また、皆様方のご健康とそして皆様方の安全を心よりお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（中村博美君）ありがとうございました。
藤井市長におかれましては、平成19年から4期に渡り、組合行政の発展にご尽力いただきました。大変お疲れ様でした。
- 議長（中村博美君）ご報告申し上げます。
只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。
よって、令和5年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会は、成立いたしました。
これより開会いたします。
本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。

地方自治法第 121 条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、事務局次長、管理課長、参事兼常総環境センター所長、施設課長、管理課長補佐、常総環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者です。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村博美君）日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 42 条の規定により議長において、6 番 赤羽直一君、8 番 長谷川信市君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（中村博美君）日程第 2 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

なお、本日、取手市長藤井慎吾君が、2 時 50 分に退席されますので、2 時 50 分から 3 時まで暫時休憩といたします。よろしく願いいたします。

日程第 3 管理者報告

○議長（中村博美君）日程第 3 管理者報告を行います。

管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい。

令和 5 年第 1 回組合議会定例会の開会にあたり、管理者報告をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止していた「常総環境センターふれあいデー」が 3 年ぶりに開催され、組合設立 50 周年の節目の年であることから、15 名の功労者を表彰しました。当日は朝から小雨模様で開催も危ぶまれましたが、昼か

らは天気も回復し、たくさんの方にイベントを楽しみながら、ごみの減量について学んでいただきました。

常総運動公園のパークPFI施設では、1月末までに約1万1千人の利用者と約4千頭の犬の利用がありました。茨城県外からの利用者も多く、新たな賑わいを創出しております。施設利用者からは、スタッフの対応が親切丁寧、施設の清掃が行き届いていて気持ちよく利用できたという評価を多数いただき、好評を得ている状況であります。

次に、諸般の事務事業についてご報告いたします。

常総環境センターについては、焼却施設の緊急修繕に伴う可燃ごみの外部搬出処理を昨年12月から民間処理施設で開始しております。1月からは、さしま環境管理事務組合、2月からは、龍ヶ崎地方塵芥処理組合に協力をお願いしているところです。なお、2月下旬から開始する修繕に向け、現在、ごみピットの残量管理と準備を行っております。

ごみの搬入量は、前年度と比較して約1千トン減となっております。1月末までのリサイクル率は、ペットボトルが70.5%、前年度より0.6ポイント減、プラスチック製容器包装は44.1%、前年度より2.4ポイント増となっております。また、令和5年度からの実施に向けた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を現在策定中で、生ごみ堆肥化の拡充など持続可能な結果に結びつく施策を、各市とともに講じてまいります。

焼却灰等の最終処分については、県内2箇所、県外4箇所に最終処分や再利用をお願いし、安定的な処分を維持しています。また、熔融スラグの有効利用については、1月末までに223トン、前年度と同量の利用となっており、更なる活用、拡大に取り組んでまいります。

次に、地域交流センター「いこいの郷 常総」については、1月末までの総利用者数は、約7万6千人で、前年度と比較して、12%の増となっております。隣接するキャンプ場からの温浴施設利用者が増加し、また、コロナ第8波による影響を受けることなく年末年始の宿泊も満室の盛況で、順調に利用者数が回復しているところであります。今年度はサウナ室を改修いたしました。引き続き、利用者に満足いただける施設運営に努めてまいります。

次に、常総運動公園については、パークPFI施設を除く1月末までの総利用者数が、約14万9千人で、室内温水プールの利用再開により、前年度と比較して、52.7%の増となっております。さらに、不定期ではありますが指定管理者によるマルシェ等のイベント開催で、公園を訪れる人数は着実に増加しております。

常総運動公園と地域交流センターの一体的な指定管理は第一歩を歩み始めたばかりであり、地域全体の更なる魅力向上、賑わい創出の好循環が継続するよう引き続き事業者と組合が一体となって進めてまいります。

次に、障がい者支援施設「常総ふれあいの杜」については、常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者が入所する施設として、指定管理者による管理を継続しております。これまで、細心の注意を払いコロナ感染防止に努めてまいりましたが、本年1月初旬に入所者に初のコロナ感染が確認されました。入所者によっては、マスク着用や隔離する生活が困難なため、その後、過半数の入所者が感染する事態となりました。感染者には嘱託医が迅速な処置を施し重症化することなく全員が回復しております。今後も、職員の健康管理を徹底し、入所者が安心して生活できるよう管理運営に努めてまいります。

次に、消防事業については、3署5出張所、再任用9名を含む262名体制で住民の生命、財産を守るため、日夜、消防・救急業務に対応しております。

国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」で、地域的な実情に応じた個々の協議による自主的な連携・協力の推進が求められていることから、茨城西南広域消防本部と広域再編も含め広域化の検討を始めております。

広域管内の1月末までの火災出動件数は37件、前年度と比較して3件の減。救助出場件数は116件で、前年度と比較して、18件の減となります。救急出場件数は、前年度と比較して、972件増の6,143件となっており、その内300件が、新型コロナウイルス感染症第7波、第8波による陽性者及び類似症状のある傷病者を搬送しております。本部指揮隊の出場件数は、363件で前年度と比較して、7件の減であります。

次に、施設装備関係では、今年度、建設から32年経過している消防本部及び水海道消防署の庁舎改修工事の実施設計を行い、来年度から2箇年かけて改修工事を予定しており、今後も老朽化した施設の整備を順次進めてまいります。

また、車両につきましては、車齢20年以上を経過した救助工作自動車、司令車を含め本部指揮車を更新しました。引き続き、老朽化した消防自動車の更新を計画的に進め消防装備の維持・強化を図ってまいります。

以上、諸般の状況を申し上げ、管理者報告とさせていただきます。

○議長（中村博美君）以上で管理者報告を終わります。

日程第4 議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について

○議長（中村博美君）日程第4 議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい、議案第1号の提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方自治体における個人情報保護制度の根拠が各自治体の個人情報保護条例であったものが、法の適用を受けるものとなったことから、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正法の補完のための法施行条例を制定するものです。

施行条例においては、法律の規定に反しない限りで必要な規定を定めることができることとされており、開示請求に係る手数料をこれまでどおり無料とし係る実費分のみを請求すること、個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問機関を常総地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会とすることを規定しております。

なお、個人情報の取扱い、開示請求等の手続、審査請求の手続等の個人情報保護制度の運用に関する規定については、個人情報保護法で定められたものが条例に優先して適用されることから、現行の常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例を廃止するとともに、関連する条例において規定の整備をするものです。

○議長（中村博美君）以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）

新たに施行条例を制定しなければならないというのは、今、説明がありましたが、現行のままでは何が問題あるのかというのが一つ、それと制定することによって、どのようなメリットがあるのか、ということを質問したいと思います。

○議長（中村博美君）答弁を求めます。

管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）はい。お答えします。

今回、個人情報保護に関する法律改正により、これまで各地方公共団体が定める条例において運用されていた個人情報保護制度は、改正後の個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールで運用されることとなります。

これにより、本組合の個人情報保護制度も同法による共通ルールのもと、国のガイドライン等に沿って運用していくこととなりますが、一部の事項については地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができるとされていることから、法施行条例を制定するものです。

またメリットといたしましては、地方公共団体が保有する個人情報の取り扱い、これまで各地方公共団体が定める条例において運用されていたことから、個人情報の保護対象に関する解釈や制度運用等の相違から、地域による保護水準の不均衡が生じていました。今回の法改正により、別々の条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることにより、これらの是正がなされることとなります。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）

現行のままですと、具体的にどのような問題が起きますか。

○議長（中村博美君）答弁を求めます。

管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）はい。お答えします。

そもそも法律改正そのものが、令和3年5月19日に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によりますが、国がデジタル化の推進に向けて、個人情報の取り扱いについても全国一律のルールで取り扱うことにより、デジタル化に向けた基盤整備をしていく方針であるということなので、組合としても同様の措置をしたいということです。

○議長（中村博美君）他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。

議案第1号 常総広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）異議がありましたので、起立によって採決いたします。

議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 多数）

○議長（中村博美君）起立多数でございます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第6号）について

○議長（中村博美君）日程第5 議案第2号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい、議案第2号の提案理由を申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出それぞれ1,939万4

千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 70 億 1,056 万 6 千円とするものです。

歳入では、国庫支出金の土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金を増額し、組合債の総務債及び消防債を減額するものです。

歳出では、総務費の地域交流センター費及び防災センター費、土木費、消防費で、設備改修事業等の事業費確定による減額、また、総務費の地域交流センター費で井水ろ過設備設置事業の設計内容見直しにより、工事を次年度実施としたことによる工事費の減額、土木費の特定公園施設整備事業で、解体を予定していたレストハウスについて、リノベーションを含めた再検討により、パーク P F I 事業者からの提案による事業実施とするため、解体工事費を減額し、特定公園施設整備に係る負担金を増額するものです。

さらに、土木費の特定公園施設整備に係る負担金で、既存レストハウスのリノベーションを含めた検討により年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものです。

よろしくご審議の上、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4 番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4 番、関戸勇君。

○4 番（関戸勇君）歳出の地域交流センター井水ろ過設備設置事業の設計内容の見直しについて、どういう所が見直しになっているのかというのが 1 点、2 つ目は、レストハウスのリノベーションの再検討について提案されているようですが、どのようなことが検討されているのか、この 2 点についてお聞きしたい。

○議長（中村博美君）答弁を求めます。

施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）はい。お答えします。

まず、一つ目といたしまして、地域交流センターの井水ろ過設備設置事業の設計内容の見直しの点でございますけれど、当初は、現在使用している施設北側井戸の井水をろ過設備に通し、ろ過した井水を水風呂へ供給するという計画でありました。

設計業務を進めていく中で、現行の井戸と交流センター建設時に使用していた井戸の双方の水質分析を行ったところ、建設時の井戸の水質がより良いことが判明したため、これを採用することとしました。これにより、配管ルートの見直しが生じたものです。

2 つ目としまして、解体予定のレストハウスのリノベーションの再検討についてどのような提案が検討されているのかということでございますが、当初の計画では、既存のレストハウスを組合が解体した跡地に、多目的トイレ、男女トイレ、自動販売機、休憩スペースを設けた休養便益施設を新設するものでありました。その後、パーク P F I 事業者と組合とで協議を重ねる中、既存レストハウスが R C 構造であることから躯体が頑丈で、また、2 階部分は見晴らしが良いなど、リノベーションして活用した方が、新設

の休養便益施設より利便性の向上が図れるのではないかとの意見が浮上しました。

リノベーションの主な内容は、1階部分のバリアフリー化、男女トイレの更新、多目的トイレの新設、2階部分の手すりの改修、厨房スペースの改修となります。

現在は、パークPFI事業者において、組合の当初予算として計上している「レストハウス解体工事費」と「特定公園施設整備負担金」、また、パークPFI事業者が当初計画していた整備費用を含めた事業費を基本に整備内容の検討を進めております。

○議長（中村博美君）他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第2号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

○議長（中村博美君）日程第6 議案第3号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい、議案第3号の提案理由を申し上げます。

令和5年度一般会計予算は、歳入歳出総額68億1,238万5千円で、前年度と比較して、1億5,644万3千円、2.4%の増額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で歳入総額に対し85.5%を占め、前年度と比較し増額の主なものは、衛生費及び消防費の増額により分担金及び負担金が1.6%の増加、繰越金が36.7%の増加、組合債が消防本部・水海道消防署庁舎改修事業等による18.4%の増加であります。

歳出では、歳出総額に対し衛生費が34%、消防費が39.9%を占めております。また、前年度と比較して増額の主なものは、衛生費で、電気料金の値上がりにより5.3%増加し、消防費で、消防本部・水海道消防署庁舎改修事業などにより3.8%の増加であります。

よろしくご審議の上、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。

事務局次長 瀬崎香代君。

○事務局次長（瀬崎香代君）はい。

令和5年度予算の説明をさせていただきます。お手元の方に令和5年度一般会計予算書と資料1として予算算出基礎資料、資料2の予算参考資料、資料3の令和5年度一般会計予算総括表とございますので、まず、資料1の予算算出基礎資料をお願いいたします。こちらは関係市町負担金を算出した際の基礎資料となります。算出結果が5ページのカラーのページで、令和5年度関係市町負担金算出計算書前年度比較表になります。表の左手にあります、予算額【A】が款別の歳出予算額で、上段の黒字が5年度予算、中段の青字が4年度、下段の赤字が比較となります。

共通事業分の予算額は下から3段目の小計欄の黒字で38億8,341万7千円、4年度と比較しまして6,437万5千円増額となります。消防分はその下になります。予算額は29億2,896万8千円で、9,206万8千円増額です。合計しまして、組合全体の予算額は68億1,238万5千円で、1億5,644万3千円の増額となります。増額の主な要因は電気料金の高騰によるもので、5年度の予算編成では、新電力から見積徴取ができなかったことから、東京電力エナジーパートナー株式会社の約款の単価で電気料を算出し、組合全体で4年度の当初予算と比較しまして、約1億円増、1.8倍での計上となりました。また、消防費では、消防本部・水海道消防署庁舎改修を令和5年度・6年度の2箇年の継続事業で計画し、増額となっております。

右に参りまして特定歳入控除額は、国庫支出金等で減額、地方債、繰越金は増額の見込みとなりまして、関係市町負担金は58億2,305万9千円、4年度と比較しまして9,124万6千円の増額をお願いするものです。

続きましてA3版の、資料3の令和5年度一般会計予算総括表をお願いいたします。令和5年度の予算額と、4年度の当初予算と比較した主な増減理由になります。歳入の2款使用料及び手数料をお願いいたします。予算額は3億417万2千円で、4年度と比較して1,594万8千円減額となります。1項使用料では公園施設使用料を250万3千円増額で見込みました。こちらは、公園のパークPFI事業でキャンプ場・ドッグラン等の公園施設が設置され、その設置料及び管理料収入によるものです。2項手数料の廃棄物処理手数料は、想定したほど搬入量が増加していないことから、5年度は1,875万1千円減額で見込みました。

下に参りまして3款の国庫支出金をお願いいたします。予算額は、315万5千円で、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金は4年度と同額です。社会資本整備総合交付金は、公園施設長寿命化計画見直し策定事業に対する交付金となります。

下に参りまして、5款の繰越金をお願いいたします。予算額は3億8千万円で、4年度の執行状況から精査し、共通分は2億5,500万円、消防分は1億2,500万円を見込ん

でおります。

次の2ページをお願いします。6款諸収入では、予算額5,845万円を計上しました。主なものは雑入の指定管理者光熱水費相当1,500万2千円で、環境センターから給電している指定管理施設につきましては、組合が契約者となっていることから、電気料金はいったん組合の光熱水費で支払って、使用量相当分を指定管理者から徴収し、雑入で受けておりましたが、電気料金が高騰しており、指定管理料も増額を見込むとなると予算規模が膨らむことから、指定管理者との収支をなくしました。雑入はシンプルに指定管理者から徴収する、上下水道料とパークPFI事業者が使用した電気料相当分のみ計上しました。その下の容器包装リサイクル協会に係る拠出金では、ペットボトルが高値で引き取られていることから増額で見込み、1,716万円計上しました。

下に参りまして7款組合債をお願いいたします。予算額は、2億4,140万円で、主なものは消防債で、車両3台の購入事業と消防本部・水海道消防署庁舎改修事業について借り入れるものです。

歳入につきましては、以上になります。歳出は各所属からご説明いたします。

○議長（中村博美君）管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）はい。

歳出予算の管理課所管分についてご説明いたします。資料3の3ページをお願いいたします。1款議会費は予算額87万8千円で定例会2回、臨時会3回の開催を見込みました。

続いて、2款総務費は予算額3億741万1千円です。

2行下の1項1目一般管理費は、予算額2億1,873万9千円で前年度比20万円の減額です。管理課と施設課を合わせた職員15名の人件費は給料、職員手当等、共済費を合わせまして、1億3,967万1千円で前年度と比較して2名減のため1,241万8千円の減額となります。また、18節の負担金、補助及び交付金で守谷市からの派遣職員は1名増により1,087万2千円の増額となります。このため実質職員数は1名減となります。事業としましては、事務のデジタル化のため、令和5年4月稼働を目途に、現在導入作業中の情報系ネットワークシステムに係るシステム使用料や機器リース代などのランニング費用を計上しております。

続きまして、2項職員共同研修費は予算額544万3千円で前年度と比較して20万1千円の増額です。研修は内容見直しを実施し、組合関係自治体職員の意識改革を図り、分権社会や地域ニーズに応える人材の育成を目的とした研修として、799名の受講を見込みました。

次のページをお願いいたします。2項防災費は予算額1,655万4千円で前年度と比較しまして2,423万2千円の減額です。主な理由は、前年度実施の空調設備更新事業により減額となりますが、令和6年度の工事实施に向け、建屋クラックやシーリング劣化を補修する外壁等改修工事实設計委託を計上しました。

次の項、3項監査委員費は予算額21万4千円で毎月の例月現金出納検査と決算監査1回を見込みました。

続いて、7款公債費は予算額11億8,260万1千円で前年度比2,254万5千円の減額です。主な理由は平成19年度借入の生ごみたい肥化施設整備事業債と平成27年度借入の

消防救急無線・指令センター共同整備事業及び防災情報ネットワークシステム整備事業債の償還終了によるものです。

8款予備費は予算額1億円で、定額計上となります。

歳出予算の管理課所管は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）はい。

施設課所管の予算案について、地域交流センター費、民生費、土木費の順にご説明させていただきます。

資料2の「予算参考資料」15ページをお開きください。

地域交流センターに係る予算額につきましては、6,646万1千円、前年度比較で1,354万7千円、25.6%の増額です。

予算の主なものとしまして、下段のイ、指定管理者の収支計画より、指定管理料が2,251万8千円、前年度より208万2千円の減額となります。減額の内容は電気料金分を除いたことによるものです。これまで、指定管理料に電気料が含まれており、同額を雑入で収入し、実質、電気料は指定管理者負担でありましたが、環境センターの発電率により購入電力が左右されること、電気料金の高騰ということで事業計画に影響を及ぼすことが想定されるため組合負担とするものです。

16ページをご覧ください。設備関係の修繕等で、いずれも経年劣化によるもので、ウ、自動残留塩素計の取替99万円、エ、受変電設備真空遮断器交換150万7千円、オ、循環ろ過装置ろ材交換164万5千円を計画しております。

17ページをご覧ください。カ、井水ろ過設備設置事業としまして、井水の水質改善を図り水風呂へ供給するため、令和4年度に工事实施の計画でありましたが、設計見直しにより、令和5年度に先送りし、工事費1,901万9千円を見込んでおります。

最後に、キ、建物・設備劣化調査委託265万1千円。今後の修繕、改修計画を策定するための調査業務を計上させていただきました。

地域交流センター費の予算については以上となります。

続きまして、20ページをお開きください。

3款の民生費、障害者支援施設に係る予算額につきましては555万2千円、前年度比較で、24万8千円、4.7%の増額です。

予算の主なものは、イ、屋根・外壁改修事業としまして、令和4年度に行いました建物・設備劣化調査結果で、写真のように外壁のズレやクラック、屋根部材の固定ビスの脱落やシール材剥がれ等、劣化が顕著でありました屋根と外壁改修の実施設計業務、346万5千円を計上し、翌6年度に改修工事の計画であります。

障害者福祉費の予算は以上となります。

続きまして、26ページをお開きください。

5款の土木費、常総運動公園に係る予算額につきましては、1億8,099万8千円、前年度比較で2,450万円、11.9%の減額です。

予算の主なものとしまして、下段のウ、指定管理者の収支計画より、指定管理料が1億3,479万6千円、予算全体の74.5%を占めますが、前年度より500万4千円の減額となります。減額の内容は、交流センターと同様、電気料金分を除いたことによるもので

す。

27 ページをお開きください。委託業務で、エ、公園長寿命化計画見直し業務委託 473 万円。国土交通省発出の策定指針に基づきまして、前計画策定から 5 年が経過し、先送りとなっています野球場改修工事等により長寿命化対策費用の見込みが変わっていることから計画を見直すものです。

下段のオ、公園園路照明設備設置工事 990 万円を計上しまして、公園駐車場から運動施設へ向かう園路において、夜間照明の未整備箇所がありますので、利用者の安全確保を図るため、街路灯を設置するものです。

施設課所管の予算案は以上であります。

○議長（中村博美君）ここで、暫時休憩とさせていただきます。3 時から会議を再開いたします。

(10 分間休憩)

○議長（中村博美君）休憩前に復し、会議を再開します。

参事兼常総環境センター所長 稲川光一君。

○参事兼常総環境センター所長（稲川光一君）はい。

環境センター所管衛生費でございます。A 3 の資料 3 令和 5 年度一般会計予算総括表 6 ページをご覧ください。4 款衛生費の予算額は、23 億 1,450 万 2 千円で、昨年度と比較しまして、1 億 1,552 万円の増額です。

1 項 1 目の環境センター費は、23 億 1,317 万 2 千円で 1 億 1,597 万 5 千円の増額です。主なものは、10 節需用費では 9,633 万 6 千円の増額、光熱水費で電気料の 9,114 万 3 千円の増額。運転計画、基本料金及び電気料金単価、燃料調整額見直し又、食品リサイクル堆肥化施設守谷事業所の電気料を需用費で組み替えたことにより増額。

12 節委託料は、1,577 万 2 千円の増。運転管理委託料で、環境センターごみ処理施設運営管理委託料で、物価変動費見直しにより、1,653 万 5 千円増。予算の算定につきましては、資料 2 予算参考資料の 23 ページをご覧ください。②ごみ処理施設運営管理計画のア(4)「運営管理委託算出」で予算額を算定しております。上から、(a)基準委託料 15 億 8 千万円に(b)基準資源物売払額として 8 千万円の収入を見込み、a と b を合わせた額 15 億円が税抜きの想定委託料となります。こちらに、実績に応じ、精算分として、(c)物価変動費、(d)ごみ量変動費及び(e)資源物売払い差額を加えた額が委託料となります。

ここで、(c)物価変動費は、下の表で算定するものですが、各費用について、厚生労働省の毎月労働統計調査などの指数を年度比較をし、増減率により算定するものです。(d)ごみ量変動費は、ページの一番下で算出しておりますが、基準計画処理量の処理で使用する燃料や薬品の費用を契約しているため、実際のごみ処理量で燃料及び薬品費を精算するもので、ページの一番下で算出しております。ごみ量変動費単価として燃料と薬品費の合計額を基準計画処理量で除して、1 トン当たり 1,411 円を算出しております。上に戻っていただき、(e)資源物売払差額は、8 千万円の資源物売払収入がなかった場合 3 千万円まで差額を精算するものです。以上の内容により委託料を算定しております。再び、資料 3 令和 5 年度一般会計予算総括表 6 ページの運転管理委託料、環境センターご

み処理施設運営管理委託料に戻って頂き、契約により可燃ごみの外部搬出に伴う費用4億4,462万円の減により、4億2,808万5千円の減。食品リサイクル堆肥化施設守谷事業所では、人件費の増により753万4千円の増。同じく取手事業所では、人件費及び修繕費の増により、133万3千円の増となります。処分委託料では、740万6千円の減、熔融スラグ等処分委託で処分先を6箇所から5箇所に縮小し、処分量見込により、732万1千円の減。可燃ごみ搬出処理処分委託料で4億4,462万円、熱分解ドラム加熱管更新工事に伴い外部処理を行うものです。

14節工事請負費は、1,872万2千円の増。容リプラ系手選別系コンベアー改修、不燃ごみピット監視用I T V装置増設工事によるものです。

18節負担金、補助金及び交付金では、26万2千円の増。鹿島への処分がなくなり、米沢市への処分量が増加した等により環境整備保全金22万6千円の増となります。

放射能対策費では、133万円、45万5千円の減。委託料で国の補助対象範囲のみ分析したことにより減となります。

環境センター所管は以上となります。

○議長（中村博美君） 消防長 岡野智行君。

○消防長（岡野智行君） はい。

続きまして、消防部局の説明をさせていただきます。

同じく資料3 予算総括表7ページをご確認下さい。先ず、消防費全体の予算額は27億2,044万3千円で、前年度と比較しまして約3.8%、9,840万2千円の増額となります。

1目消防総務費は、23億9,879万5千円で前年度と比較しまして、3,716万7千円の増。内訳としましては、3節職員手当等として、制度改正による勤勉手当の増、特殊勤務手当としまして、救急業務件数と防疫作業回数増の見込みであること。そして、機関員手当を月額支給から実動支給に変更としたことなどにより、2,654万6千円増となっております。尚、管理職手当につきましては、定年延長制度の導入や指揮命令システムの強化のため、支給対象者を3名増やしております。

続いて10節需用費ですが、消耗品費における貸与被服の値上がりに伴う点数の一部見直し、燃料費としまして、燃料単価の上昇、光熱水費は電気の基本料金単価及び調整費の値上がり等により、併せて1,555万8千円の増額となっております。

13節使用料及び賃借料につきましては、機器借上料としまして、庁内ネットワークシステム導入に伴うリースパソコンの契約額が安価となり、206万5千円の減額となっております。

17節備品購入費につきましては、今年度老朽ホースの破断事故を踏まえ、耐用年数を20年と定め、購入計画の見直しを行いました。これらを含め、全体で218万2千円の増となっております。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、いばらき消防指令センターのコンピューター関係更新事業が終了したことによる減。そして、新規事業として、若手職員の育成を踏まえた大型免許取得における一部費用の補助制度を導入するため、記載の額を計上させて頂いております。

ページをかいして頂き、続いて、2目消防施設費としましては、10節需用費修繕料として、絹西出張所の照明器具のLED化、守谷消防署の電話交換機更新等により、併せて、

590万円の増額となっております。

12節委託料におきましては、令和6年度に実施致しますつくばみらい消防署と南守谷出張所の改修工事における設計監理委託料として、897万6千円を計上、また、仮称みらい平消防署新庁舎建設用地取得に係る測量、不動産鑑定の委託料等を併せ、前年度事業費との相殺はあるものの、全体で720万3千円の増額となっております。

14節工事請負費としましては、次年度から2箇年計画により消防本部・水海道消防署庁舎改修としまして、空調、給湯設備の更新、照明のLED化、屋上の防水工事等を予定しております。次年度は全体工事費の40%に当たる1億1,686万4千円を計上しております。

17節備品購入費につきましては、車両購入費としまして、1億5,492万円を計上しております。後ほど、別資料にて補足説明させていただきます。

2目消防施設費の全体としまして、3億2,164万8千円となり、前年度と比較しまして、6,123万5千の増額となります。

続きまして、資料2 予算参考資料により、次年度の重点事業計画について補足説明させていただきます。

資料29頁中段をご覧ください。消防本部・水海道消防署庁舎改修に伴う事業費、財源内訳となります。工期が1年を要するため、次年度からの2箇年事業となります。財源につきましては、充当率75%の一般単独・一般事業債、消防・防災施設整備事業を活用致します。

続きまして、同ページ下段及び30ページをご覧ください。更新車両のイメージ写真を添付させていただきました。先ず車齢24年が経過したつくばみらい消防署の水槽付き消防ポンプ車いわゆるタンク車を更新致します。続いて、次年度車齢25年を迎える水海道消防署のポンプ車、同じく25年が経過した消防搬送車、その他、広報車及び連絡車を含めた計5台の消防車両を更新するものです。

引き続き消防力の強化と安全運用に努めて参ります。

以上、消防部局の説明を終わらせて頂きます。

○議長（中村博美君）以上で、提案理由の補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君） 予算参考資料3の18ページに県南総合防災センター修繕について述べていますが、以前にもお話しさせていただきましたが、2011年の大地震の2年前くらいでありましたか県南総合防災センター主催で防災アドバイザーの山村武彦さんを講師に迎え、防災について講習会がありました。その時に、山村氏が冒頭で防災センターの設置場所について感想を述べられました。私は、今でも覚えています。つまり築堤の上にあるということで本当に大丈夫なのだろうか、ということをお伺いしております。今回改修その他いろいろ入っておりますが、防災センターは今申しましたとおり築堤の上にあります。建物は相当深く地下の地盤まで杭を打っているだろうと思いますが、しかし、築堤そのものはそういうことにはなっておりません。周辺はハザードマップで5mの浸

水区域であると思います。ですから、いざ洪水などの場合、その防災センターとしての機能が本当に発揮できるのだろうか、と考えます。また、地震による影響でこの周辺状況から見ますと液状化現象などを含めて恐らく道路の陥没や隆起が起きるだろう。この点でもセンターの機能が発揮できるのだろうか。そういう点から洪水や大地震などに備えて防災センターを安全な場所へ移す。こういう検討を始めるべきではないかと思っています。本来ですと一般質問の中身なのですが、この議会一般質問がありませんので、そういう意味では議案に絡めてこの点について質疑をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（中村博美君） 答弁を求めます。

管理課長 酒井義男君。

○消防長（酒井義男君） はい。お答えします。

県南総合防災センターは、国土交通省が実施する河川防災ステーション整備事業に併せて、ステーション内に整備されました。

洪水時における水防活動の拠点施設である河川防災ステーションには、復旧活動に必要な土砂、碎石、鋼材などの復旧資材が備蓄されており、ヘリポートも併設されています。

これら資材の搬出経路が確保されていることから県南総合防災センターの整備地とされたものです。

また、災害時の活動拠点施設である当センターは、地震や水害等に対してその機能を保持する構造で整備されました。

耐震構造については、一般的な建物の1.5倍の強度を持たせており、基礎構造も、建設地が河川敷の軟弱な地盤にあることから杭長50mの鋼管コンクリート杭を20本打ち込み、液状化現象にも耐えうるように施工しております。

実績としまして、平成23年の東日本大震災では、取手市の震度は6弱でありましたが、備蓄水等を搬出しております。

確かに、関戸議員のおっしゃるとおり大規模地震に伴う周辺の液状化などにより施設へのアクセスが分断され防災備蓄品の輸送拠点としての機能を果たせないリスクは無くなりませんが、各市町が整備する防災備蓄拠点とのリスク分散により、相互に補完することで広域的防災施設としての役割を果たせるものと考えております。また、移転の計画は、現時点では予定されておられません。

○4番（関戸勇君） 予定されていないのは知っています。

そのうえで検討すべきではないのかと考えます。今、答えにあったとおり、建物は大丈夫です。私もそう思います。基礎杭までしっかり40m打つてあると思います。つまりそのくらい地盤がなにがしら軟弱なのです。国の関連もありますので、そんな簡単な話しではないかもしれませんが、しかし逆に言えば、国はこの間、洪水などの災害を受けているんな指針を出して、いろいろなその対策などについても出していますから、そういうことの絡みでも、やはり検討する時であると思いましたので、質問しました。管理者の松丸さんに何かあればお伺いしたいと思います。

○議長（中村博美君） 管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君） はい。

関戸議員のおっしゃることは的を得ていると思います。実際に、国交省から建物、施設の移管を受けて、我々自治体で管理していく現状がありますが、例えば実際に常総市があそこまで機材を取りに行くかということ、多分そんなことは、なかなかないかと思いますがし、一方、構成している市町村が一堂に会したという経緯も多分ないだろうとっておりますので、それぞれの地域の防災に対する考え方も含めて、今後関係市町村と協議をしていく時期に来ているというのは認識しておりますので、このように捉えていきたいと思います。

○議長（中村博美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

○4番（関戸勇君） はい、議長。

○議長（中村博美君） 4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君） 歳入についてお聞きいたします。

今回、事業系家庭系とも廃棄物処理量が減少してきている。すごく大事なことだと思っております。こうした現象が今後も続くかを見ているのでしょうか。この間の努力の反映なのかなと思うのですが、その辺のところを聞きたいと思います。また、人口の増減なども処理量に影響しますが、構成市によって違いも出てくるのかなと思います。そのような点で、今後どのように見ているのか、歳入の面からも聞きたいと思います。

○議長（中村博美君） 答弁を求めます。

参事兼常総環境センター所長 稲川光一君。

○参事兼常総環境センター所長（稲川光一君） はい。お答えします。

ご質問いただいた廃棄物処理量は、廃棄物処理手数料が発生する常総環境センターに直接搬入される事業系・家庭系ごみの搬入量であり、ごみ集積所から収集運搬される家庭系ごみについてはこの数量には含まれておりません。この搬入量は環境センターに搬入される廃棄物量の総量からしますと10数%となります。

廃棄物処理手数料については、まず、令和4年度予算では令和3年7月末時点でのごみ搬入量傾向を参考とし前年度累計比6%増を見込み、家庭系一般廃棄物搬入量を1,426トン、事業系一般廃棄物搬入量を13,255トンとして予算計上いたしました。

令和5年度予算においては、予算編成時である令和4年8月までのごみ搬入量の傾向は、家庭系で前年度比約13%減、事業系は同比0.4%増であることを考慮し、家庭系一般廃棄物搬入量を1,150トン、事業系一般廃棄物搬入量を12,600トンと見込んでおります。

令和4年度予算が予算編成当時のごみ搬入量状況を強く反映し、ごみ搬入量を多く見込んだことにより、令和5年度は減少することとなりました。

ごみの搬入量の増減は、社会経済活動の変動によるところが大きく、家庭系ごみでは、

令和元年から2年度にかけての新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛期間に搬入された片付け粗大ごみのように急激に増加することもありました。しかしながら、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染対策が社会に浸透したことで行動制限も緩和されつつある今の状況を考慮しますと以前のような極端な変動は見込まれないと考えております。事業系ごみでも、経済活動の回復と共にごみ量は微増の傾向にあります。このようなことから、今後のごみの搬入量は、ほぼ横ばい状態となると考えております。

また、ご質問のとおり廃棄物処理手数料の家庭系・事業系の一般廃棄物ごみ搬入量は、構成市の事業活動や人口推移・世帯当たりの人数に比例すると考えられます。

これも社会経済活動によると思いますが、1月末までの前年同月累計比で比較しますと、事業系で増加を示しているのは常総市、つくばみらい市、家庭系で増加しているのは、つくばみらい市となっています。

○議長（中村博美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

○4番（関戸勇君） はい、議長。

○議長（中村博美君） 4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君） 最後の質問になります。ごみの減量化についてです。どうごみを少なくして、資源として使えるものを増やすかということは大事な取り組みです。そういう点で、今回の予算で一番の歳出に電気料というものがあります。これは、何ともならないのかという点で非常に大きな影響を与えるものと思われまます。電気料の抑制をしていく取り組みでどのようにさらに考えていくか、実施していくか、ということをまず聞きたい。

それと先ほどいったごみの減量化です。構成市による連携した取り組みをやるということでスタートしております。この間、どのように連携で進んでいるのかというのをお聞きしたいと思ひます。

最後に資源化についてなのですが、プラ容器の資源化率が低い。そういう意味では、プラ容器の中にいろんなものが含まれていて、資源化できないということなのだと思ひます。恐らくそういう要因だと思ひますが、この点についての対策として、どのような検討をされているのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（中村博美君） 答弁を求めます。

参事兼常総環境センター所長 稲川光一君。

○参事兼常総環境センター所長（稲川光一君） はい。お答えします。

電気料金の値上げに伴う常総環境センターの歳出抑制策についてお答えします。電気供給契約に関しては令和5年度の予算編成時点では電気料金の急激な高騰の影響を受け参考見積を提出する事業者がなかったため、東京電力の料金を採用し予算編成を行っております。

但し、現在契約中の民間事業者に関しては、入札時には応札することを希望しており、電気料金の抑制に一定の効果が期待できると考えております。

また、常総環境センターでは、平成 23 年の東日本大震災以来蛍光灯の間引きを実施しています。これは、事務所のみならず工場棟でも同様で、必要な明るさを確保すると共に、廊下の一部、トイレ等では常時点灯ではなく、人感センサー付きの照明器具を使用して節電に努めています。また、蛍光灯の取り換えの際はLEDに適宜交換を実施しています。

工場棟空調についても、機械設備に影響のでない範囲で、季節ごとに細かく設定温度の変更を行い、不要な時期は止めております。

日頃から意識して、できることから節電に取り組んでおります。さらに、工場内の機器更新の際には、最新の省エネ機器を積極的に選択するよう包括委託側との共通の認識としています。

○議長（中村博美君）続けて答弁を求めます。

常総環境センター所長補佐 樗木孝之君。

○常総環境センター所長補佐（樗木孝之君）はい。お答えします。

続きまして、ごみ減量化に関する構成市の取り組み状況についてお答えします。

ごみの減量化については、各市で様々な施策に取り組んでいただいております。その施策については、大きく分けると「支援活動」「啓発活動」の二つに分けられます。

まず、「支援活動」については、すべての構成市において常総広域で実施している生ごみたい肥化事業への参加世帯募集を行っています。

また、小型家電製品の回収も拠点回収により、すべての構成市で行っています。その他、自治会等の資源物の集団回収に対する報奨金制度や、家庭でできる生ごみ処理機への購入支援を行っている構成市もございます。

次に、「啓発活動」については、すべての構成市において広報紙、ホームページ等による情報発信を行っています。

また、廃棄物減量等推進員による減量と再資源化の促進を指導したり、出前講座を実施しごみ分別やリサイクル推進についてPRしている構成市もあります。環境センターでは、今後も構成市と情報交換を行い協力してまいります。

次に、プラ容器の資源化率の向上に向けた対策についてお答えします。

プラ容器の資源化率を向上させるためには、やはり、市民への継続的な広報、啓発が重要であると考えます。

また、現在行っている可燃ごみの展開検査においても、プラ容器が含まれていることから、そもそもプラ容器が「資源物」であるとの認識が低く、資源物の袋へ分別していただくこと自体も併せてPRしていくことが必要と感じております。その為にも、広報紙、ホームページへの掲載はもちろん、今後は市と協力して説明会を実施するなど積極的な活動により「プラ容器以外のものを混ぜない」「汚れが著しいものを入れない」などの具体的な説明を交えて市民への啓発活動を実施していきたいと考えております。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君） 4市での連携した減量に向けての協議をスタートしたと思います。
この間、何回くらいやられているのか、というのをお聞きしたい。それと啓発ですが、それぞれの行政でももちろん、ホームページや広報でやっていると思いますが、協議会の場などに不適物のサンプル持ち込んで注意を促したりして、きちんと監視していることを示しているのか、お聞きしたい。

○議長（中村博美君） 答弁を求めます。常総環境センター所長補佐 樗木孝之君。

○常総環境センター所長補佐（樗木孝之君） はい。お答えします。

各市とのごみの減量に関する協議は今まで3回くらい行っています。各市のホームページや広報紙へのPRは、環境センターの方から記事を発信して、こういうものを書いてくださいというのをもっと強く言う必要があるのではと思っています。

○議長（中村博美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

○4番（関戸勇君） はい、議長。

○議長（中村博美君） 4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君） 4市での連携は大事だと思います。それぞれのところで知恵を集めていくのも大事だと思います。そのようなことがなかなか見えないというか、全体的に関心がないと感じてなりません。そういう点では、さらに減量化に向けての取り組みについて、いろいろ知恵を絞って進めていくのが必要なと思っています。あと、前回の議会でもお話ししました檜枯れの問題ですが、運動公園の周辺は大変太いマテバシイの木があります。そう意味では5月ぐらいから虫の飛び始める時期です。そういうことを含めて、指定管理者がやっていくことにはなるのですが、検討しながら注意深くやってもらいたい。一気に増えるとこれだけ大きいマテバシイが皆死ぬことになります。そういうことを含めまして賛成討論としていただきます。

○議長（中村博美君） よろしいですか。ほかに討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第3号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村博美君）これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和5年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中村 博美

議 員 赤羽 直一

議 員 長谷川 信市